

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成27年5月18日提出

市川市長 大久保 博

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（別紙）

### 理 由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成２７年４月１日から施行されることに伴い、条例で定める指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成２７年３月３１日

市川市長 大 久 保 博

市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

市川市長 大久保 博

#### 市川市条例第25号

市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号中「第34条第13号」を「第34条第14号」に改め、同項第2号エ中「第34条第14号」を「第34条第15号」に改め、同号オ中「第34条第15号」を「第34条第16号」に改める。

第34条第7号中「第13号」を「第14号」に改め、同条中第25号を第26号とし、第16号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第69号。以下この号及び第15号イにおいて「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第39条第2項第1号に

規定する介護予防訪問介護計画をいう。)」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第69号。以下この条において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第74条第2項第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めること。

第34条に次の1号を加える。

- (27) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年千葉県条例第21号。以下「千葉県改正条例」という。）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第2号に掲げる規定の適用がある場合においては、改正後の第34条第12号及び第13号（これらの規定を改正後の第36条において準用する場合を含む。）中「位置付けられている計画」とあるのは、「位置付けられている計画（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年千葉県条例第21号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第3条の規定による改正前の指定介

護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第69号）第39条第2項第1号に規定する介護予防訪問介護計画等の同条例において位置付けられている計画を含む。）とする。

- 3 千葉県改正条例附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第3号に掲げる規定の適用がある場合においては、改正後の第34条第16号イ（改正後の第36条において準用する場合を含む。）中「いう。）」とあるのは、「いう。）又は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年千葉県条例第21号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第3条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第69号）第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」とする。